

令和7年度 インターネットを利用した 公有財産売却の概要（応募要領）

1 入札により売払う市有物品

入札により売払う市有物品は、静岡市役所管財課のHPから「令和7年度 インターネットを利用した公有財産売却の入札対象物品（売却物品）一覧.pdf」をご覧ください
(<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2594/s008185.html>)。

ただし、入札により売払う市有物品の詳細は、紀尾井町戦略研究所株式会社のKSI官公庁オークションのHP (<https://kankocho.jp/>) からご覧ください。

2 入札参加資格

原則として、どなたでも参加できます。ただし、入札に参加できない場合もありますので、詳しくは、「入札参加心得書」の「静岡市インターネット公有財産売却ガイドライン第

1 1. 公有財産売却の参加条件」をご覧ください。

3 参加申し込み

(1) 申し込みできる物件数

複数の物件（売却物品）についてお申し込みいただけます。

ただし、売却物品ごとに参加申し込み手続きを行う必要があります。

(2) 共同入札について

共同入札はできません。

(3) 売却物品の下見（現物確認）

下見をして売却物品を確認した上で入札に参加してください。

下見をしない場合は、インターネット公有財産売却システムの物件詳細画面などの閲覧により確認をしたものとみなします。

***下見をする場合は、前日までに管財課に電話で予約をしてください。**

下見期間	令和7年9月11日（木）午後1時から 令和7年9月25日（木）正午まで
時間帯	平日の午前9時から午後5時まで （正午から午後1時までの時間帯を除く）

(4) 申込方法及び必要書類

1	新規会員登録 (ID登録)	・KSI官公庁オークションのHPにて、ログインID（メールアドレス）、パスワードを設定して新規会員登録をしてください。 ・ユーザー専用の会員識別番号が自動的に発行されます。 ・法人で参加申込みをする場合は、法人代表者名で新規会員登録をする必要があります。				
2	仮申込み *オンライン	KSI官公庁オークションの物件詳細画面上で、静岡市インターネット公有財産売却ガイドライン及び誓約書に同意の上、参加仮申込手続き及びクレジットカードによる入札保証金の納付手続きを行ってください。 *KSI官公庁オークションHPには、住民登録などがされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、登記事項証明書（商業登記簿謄本）に登記されている所在地、名称、代表者氏名など）を参加者情報として入力してください。				
3	本申込み	静岡市役所管財課のHP（https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2594/s008185.html）から「市有物品売却一般競争入札参加申込書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、本人確認のために必要となる下記の書類を添付して静岡市役所静岡庁舎本館 1 階管財課へ直接持参又は郵送で申込期間内に提出してください。（郵送の場合は、申込期間最終日の消印有効） 【参加申込書に添付する書類】 *複数の物件（売却物品）に同時に申し込む場合、市有物品売却一般競争入札参加申込書は、物件ごとに提出が必要となりますが、添付書類は1通のみで結構です。 <table><tr><td>個人が申し込む場合</td><td>公的機関が発行する証明書（マイナンバーカード、運転免許証、住民票、旅券など）の写し</td></tr><tr><td>法人が申し込む場合</td><td>登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し</td></tr></table>	個人が申し込む場合	公的機関が発行する証明書（マイナンバーカード、運転免許証、住民票、旅券など）の写し	法人が申し込む場合	登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し
個人が申し込む場合	公的機関が発行する証明書（マイナンバーカード、運転免許証、住民票、旅券など）の写し					
法人が申し込む場合	登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し					

(5) 代理人が申し込む場合の手続き

代理人に参加申込手続きをさせる場合は、次の手順により手続きを行ってください。

なお、代理人は、「入札参加心得書」の「静岡市インターネット公有財産売却ガイドライン 第1 1. 公有財産売却の参加条件」を満たさなければなりません。

①代理人が、代理人の会員識別番号により参加申込手続きを行い、インターネット公有財産売却システムの画面上で、代理人による手続きの欄の「する」を選択して必要な情報を入力してください。

②入札保証金は、代理人名義のクレジットカードで納付してください。

③その人を代理人とする委任状、及び代理人に関する公的機関が発行する証明書（マイナンバーカード、運転免許証、住民票、旅券など）の写し（代理人が法人の場合は、登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し）を本申込みに必要な書類と一緒に参加申込期間内に提出してください。

*** 申込締切日までに静岡市が委任状および添付書類の提出を確認できない場合は、入札することはできません。**

(6) 入札保証金

①入札参加者は、仮申込み手続きの際に1物件につき予定価格の100分の10以上の入札保証金を納付してください。（入札保証金額は、入札対象物品一覧を参照）

②入札保証金の納付方法は、クレジットカードによる方法のみです。

③落札者以外の方の納付した入札保証金は、入札終了後にお返しいたします。（クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。）

④落札者の入札保証金は、契約締結後に返還します。契約保証金に充当することもできます。

⑤落札者が契約を締結しない場合は、入札保証金は静岡市に帰属することとなります。

(7) 申込期間

申込期間	【システムによる仮申込期間】 令和7年9月11日（木）午後1時から 令和7年9月29日（月）午後2時まで 【書面提出による本申込期間】 令和7年9月11日（木）午後1時から 令和7年9月29日（月）午後5時まで ＊郵送の場合は、申込期間最終日の消印有効
参加申込書の 受付時間	平日の午前9時から午後5時まで （正午から午後1時までの時間帯を除く）

(8) 参加申込書の提出先

本申込みに必要となる書類を直接持参又は郵送で管財課あてに提出してください。

**＊個人情報保護の観点より、身分証明書等の書面をメールにてご提出いただくことは
できません。**

宛先	〒420-8602 静岡県葵区追手町5番1号 静岡市役所 静岡庁舎本館1階 静岡市役所 管財課 財産管理係 宛
電話番号	054-221-1181

4 入札期間等

(1) 入札期間及び入札場所

入札期間	令和7年10月14日（火）午後1時から 令和7年10月21日（火）午後1時まで
場所	KSI官公庁オークションHP（インターネット公有財産売却システム）上

(2) 入札

入札は、入札期間内にインターネット公有財産売却システムの各物件の物件詳細画面上で入札金額を入力することにより行ってください。

＊入札は1度しかできません。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできません。

(3) 無効となる入札

次のいずれかに該当する入札は無効となりますのでご注意ください。

- ①入札参加資格の無い者が行った入札
- ②入札保証金を納付しない者及び入札保証金が所定の額に満たない者が行った入札
- ③自己のほか、他人の代理人を兼ねた者が行った入札
- ④入札対象物品 1 件につき 2 以上の入札をした者が行った入札
- ⑤入札対象物品 1 件につき 2 人以上の代理人となった者が行った入札
- ⑥所定の方法及び担当職員の指示に従わずに行われた入札
- ⑦委任状がない代理人が行った入札
- ⑧入札に関し不正行為のあった入札
- ⑨その他入札条件に違反した入札

(4) 開札

開札は、入札期間終了後、インターネット公有財産売却システム上で、直ちに行います。

開札日時	令和 7 年10月21日（火）午後 1 時から午後 2 時まで
場所	KSI官公庁オークションHP（インターネット公有財産売却システム）上

(5) 落札者の決定

- ①開札の結果、市が事前に定めた予定価格（最低売却価格）以上の入札のうち、最高金額である入札者を落札者として決定します。
- ②落札者が入札した金額が売却の決定金額（契約金額＝売買金額）となります。
- ③最高金額の入札者が 2 人以上存在するときは、インターネット公有財産売却システム上でくじ（自動抽選）を引くことにより落札者を決定します。

(6) 入札結果の情報公開

- ①落札者の会員識別番号と落札価格がKSI官公庁オークション上に一定期間公開されます。
- ②入札結果については、静岡市情報公開条例（平成15年 4 月 1 日静岡市条例第4号）に基づき、入札に関する情報（落札者の会員識別番号及びその応札金額、並びに落札金額等に関する事項。）については開示の対象とします。

5 落札者との契約手続き

(1) 決定通知書の送付

入札終了後、落札者に対して落札者として決定した旨の電子メールを送付します。

(2) 契約保証金

①落札者は、契約を締結する時までに契約保証金として予定価格の100分の10以上の金額を納付してください。納付期限は、静岡市が別途指定します。

②契約保証金の納付方法は、静岡市が用意する納付書を使用するか、静岡市が指定する銀行口座へ直接振り込む方法により納付してください。

③落札者の申し出により、既に納付した入札保証金を契約保証金に充当することもできます。(充当する場合は、上記の納付手続きは不要となります。)

なお、充当を希望される場合は、落札者の決定についての電子メールを確認後、管財課あてに電子メールでご連絡ください。

(3) 契約の締結

決定通知書を受けた日から7日以内に契約を締結していただきます。

入札終了後、静岡市から電子メールで契約締結に関するご案内をします。

また、契約締結に必要な書類を郵送しますので、落札者は、必要事項を記入・押印の上、必要書類を添付して直接持参又は郵送で管財課あてに提出してください。

契約締結後、危険負担が落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した売却物品の破損、焼失など静岡市の責めに帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売買代金の減額を請求することはできません。

(4) 契約締結に必要な書類

書類名	部数
物品売買契約書	2 部
静岡市から落札者へ送信したメールを印刷したもの	1 部
引き取り方法申告書	1 部
保管依頼書	1 部
古物商の証明書の写し（売却物品を転売目的で買い受ける場合のみ）	1 部
委任状（代理人が手続きを行う場合）	1 部

(5) 売買代金の支払い

- ①契約締結後、売買代金を納付していただきます。
- ②売買代金の納付期限は、**令和7年11月4日(火)午後2時30分**です。
- ③売買代金の納付方法は、静岡市が用意する納付書を使用するか、静岡市が指定する銀行口座へ直接振り込む方法により納付してください。
- ④既に納付した契約保証金を売買代金の一部として充当することもできます。充当を希望される場合は、落札者の決定についての電子メールを確認後、管財課あてに電子メールでご連絡ください。
- ⑤契約保証金を売買代金の一部として充当する場合は、残金（売買金額－契約保証金額）を売買代金の納付期限までに納付してください。

*** 静岡市が売買代金の納付を確認できるまで5開庁日程度要することがあります。**

*** 落札者が売買代金を納付しない場合は、市は契約を解除することができます。**

その場合は、契約保証金は静岡市に帰属することとなります。

6 所有権の移転

売買代金納付後、売却物品の所有権が落札者に移転します。

7 売却物品の引渡し

(1) 引渡しの条件

- ①売却物品の引渡しは、売買代金の納付後、売買代金納付時の現状のままで行います。
- ②**売却物品の引渡しの際に必要な、搬出、梱包、配送に伴う全ての手続きは、落札者が行ってください。費用は、落札者の負担になります。**
- ③落札者は、引渡しを受けた売却物品に隠れた瑕疵を発見しても、それを理由として契約の締結を拒んだり、落札の無効を主張したり、売買代金の減額を請求することはできません。ただし、当該契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合、静岡市は、売却物品の引渡しの日から1年間に限り売買代金の返還の責を負います。
- ④落札者の責めに帰する理由により、落札者が売却物品を返還するときに必要な費用は、全て落札者の負担となります。
- ⑤**売却物品の引渡し方法は、原則として、売却物品の所在場所における直接引渡しにより行いますが、やむを得ず送付による引渡しを希望される場合は、梱包・引渡依**

頼書を提出してください。

静岡市では売却物品の梱包のみ行いますので、梱包された売却物品の集荷については、落札者が運送業者等に直接依頼及び手配を行ってください。

ただし、売却物品によっては送付による引渡しができないものがありますので、必ずインターネット公有財産売却システムの物件詳細画面で引渡方法を確認してください。

(2) 引渡しに必要な書類

落札者本人が 引取りにくる場合	・ 静岡市が落札者へ送付した電子メール （紙に印刷した物、スマートフォン画面等） ・ 印鑑
落札者が依頼した業者や代理人（個人）が 引き取りにくる場合	・ 静岡市が落札者へ送付した電子メールを印刷したもの ※搬出、梱包、配送に伴う全ての手続きは、 落札者が行ってください。

8 契約上の特約

契約内容については、物品売買契約書を参照してください。

売買契約に当たっては、原則として次の条件を付すこととします。

(1) 禁止用途

落札者は、売却物品を風俗営業等の規制及び適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗業、同条第5項に定める性風俗特殊営業、並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供し、またはこれらの用に供されることを知りながら、売却物品の所有権を第三者に移転し、もしくは売却物品を第三者に貸すことはできません。

(2) 調査

静岡市は、(1)に規定する事項について必要があると認めるときは、当該売却物品について実地を調査し、または所要の報告を求めます。この場合、落札者は、その調査を拒み、妨げ、または報告を怠ってはなりません。

9 注意事項

(1) 中古品であることを十分ご理解いただいた上で入札にご参加ください。

(2) 特定の売却物品の売却（入札）が中止になること、もしくは売却（入札）の全体が中止になることがあります。